

調達要求番号：2MCCIAZ0201

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	3950-139-7285-5	仕 様 書 番 号
施設器材等市販品調達	NE-Z100002	
	作 成	平成24年 5月30日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において施設器材等の市販品調達を行う場合、必要な共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者などの使用している商品目録、パンフレットなどをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S 日本工業規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達要領指定書によって指定する。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

構造・形状・寸法・性能・質量などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の定める仕様及びJ I S又はJ I Sに準ずる規格などによる。


3.3 外観

外観は、仕上げ良好で、きず、割れ、まくれ、さびその他の有害な欠陥があってはならない。

3.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1に示す様式の銘板を製品本体の適宜の位置に堅固に接着するものとする。

単位 mm

陸 上 自 衛 隊 		25
物品番号	(該当事項を記入)	
品 名	(製品の呼び方を記入)	
納入年月	(西暦年月を記入)	
納 入 者	(契約の相手方の名称又は略号を記入)	
50		

注記1 銘板の材料は、NDS Z 8011で指定するアルミニウムはくとする。

注記2 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

注記3 寸法は、標準を示す。

図1—様式及び記入要領

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習とする。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 その他の指示

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 6 5
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A Z 0 2 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 1 月 1 1 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 0 日
品 名	電動チェーンブロック	
仕 様 書 番 号	NE-Z100002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1－調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0001	電動チェーンブロック	備キトー EQM004IS-IS 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）
注 ^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電動で、荷を巻き上げ、巻き下げ及び横行できるものとする。
- b) 揚程 4 m以上
- c) 定格荷重 0.26 t以上 0.5 t未満
- d) 電源 三相 200 V 50 Hz又は60 Hz
- e) 給電方法 キャブタイヤケーブル給電
- f) 巻上及び横行方式 電動式
- g) 巻上及び横行速度 2速形
- h) 巻上及び横行速度制御 インバータ式
- i) 横行レール幅 75 mm, 100 mm, 125 mm, 150 mm
- j) 操作方法 有線式, 非常停止付5点押ボタン式
- k) ロードチェーン ニッケルメッキ特殊合金鋼
- l) 準拠規格 JIS B 8815, クレーン構造規格

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とするほか、表2による。

表2－附属品

番号	品名	数量	規格等
1	ケーブル滑車	24個	—
2	プルボックス	1個	—

番号	品名	数量	規格等
3	電線	20 m	CV3.5-4C
4	電線	30 m	2PNCT 3.54C

注^{a)} 標準附属品である場合は、省略できる。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表3の書類を製品ごとに添付するものとする。

表3-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とし、合冊することができる。

6.3 据付・調整

契約の相手方は、据付・調整について、納入時に、次の作業を行うものとする。

- a) クレーンの設置に先立ち、あらかじめ設置されている走行レールの取付け状態を調査し、据付けに支障がないことを確認するものとする。
- b) 据付けは、クレーンを設置場所に搬入して、あらかじめ設置されている走行レールに行うものとする。なお、配線は設置場所に備え付けられている分電盤に行うものとする。
- c) 調整は、クレーン据付け後、運転調整その他関連作業を行うものとする。